

農業委員会議事日程

日 時：令和4年8月26日(金)午前9時00分

場 所：千曲市役所 301 大会議室C

〔開 会〕

1. 会長あいさつ
2. 経過報告
3. 会期の決定について
4. 議事録署名委員の指名について
5. 議案第22号 農地法第3条の規定による許可申請について
6. 議案第23号 農地法第5条第1項の規定による許可後の計画変更申請について
7. 議案第24号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
8. 議案第25号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項による集積計画について
9. 報告事項
 - (1) 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
 - (2) 農地法第18条第6項の規定による賃貸借の合意による解約について
 - (3) 農地法第5条第1項ただし書き(許可不要)による転用行為
 - (4) 令和3年度農業委員会事務報告について
10. その他

〔閉 会〕

- ◎出席委員 保木野幸雄農業委員会会長外 14 名
◎事務局出席者 事務局長 滝沢資之、事務局次長 大友誠、農地係担当係長 宮坂昌吉

【 会議概要 】

滝沢局長	ただ今から、令和4年8月総会を開催いたします。 はじめに、会長よりごあいさつを申し上げます。
会 長	(会長あいさつ)
滝沢局長	(経過報告)
議 長	ここで、委員等の出欠について、事務局より報告いたします。
大友次長	(出席状況の報告)
議 長	報告のとおり、定数に達しておりますので、ただ今より、会議を開催いたします。 日程第3、「会期の決定について」であります。議案の内容からして、本日より一日で足り うと思いますので、本日より一日と決定したいが、ご異議ございませんか。 (異議なしの声あり)
議 長	異議なしと認め、会期は本日より一日と決定いたしました。 日程第4、「議事録署名委員の指名について」議長から指名するに、ご異議ございませ んか。 (異議なしの声あり)
議 長	異議なしと認め、6番 近藤公憲 委員、7番 中島一茂 委員にお願いいたします。 日程第5、「議案第22号農地法第3条の規定による許可申請について」議題とします。事 務局より説明をお願いします。
大友次長	……議案内容説明……
議 長	質疑・意見を一括してお受けいたします。 なお、発言の際は挙手の上、議席番号、氏名をお願いいたします。 (進行の声あり)
議 長	質疑、意見を終結し、採決いたします。 お諮りします。「議案第22号農地法第3条の規定による許可申請について」原案のと おり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 (全員挙手)
議 長	全員賛成ですので、議案第22号は、原案のとおり可決、決定されました。 日程第6、「議案第23号農地法第5条第1項の規定による許可後の計画変更申請につ いて」議題とします。事務局より説明をお願いします。
宮坂担当係長	……議案内容説明……

議 長

担当委員さんによる現地確認結果、意見等の報告をお願いします。

1 番岡田委員

1 番案件は7月の申請で否決された杭瀬下の市役所近くの畑に1~2棟を建設するための申請で内容は変わりません。過日、申請者の長野支店長と担当行政書士を現地に呼び、会長、会長代理、地区の推進委員、局長、係長の計8名が出席して説明を求め、顛末書に反映されるよう求めました。その後、顛末書が届きましたが内容が満足されるものでなく、改めて、支店長、行政書士に市役所に来てもらい意見交換を行い、再度、顛末書が送付され、具体的内容が追加され謝罪と今後の対応について記載され、地区の担当としてこの申請は許可してもいいとの判断をいたしました。

2 番案件の場所は堤防道路東側にあります工場南側から100m程にある畑で平成29年7月に転用許可が下り、工場事務所を建設する予定でしたが景気悪化に伴い現在小さな工場が建ったままで、その後受注が増え新たな工場兼事務所を建設する計画変更の申請です。北側に道路、西側に宅地、南側東側に畑で隣接農地の耕作者の同意を改めて得ております。法面はコンクリート土留めをし、雨水は地下浸透、汚水は公共下水道と接続で問題ないと思います。

2 番保木野委員

3 番案件は申請者東側の駐車場になっている場所です。長年計画変更の申請がなされていた案件ですが、理由書を添えて許可申請をしました。問題ないことを確認しました。

議 長

担当委員さんからの報告は終わりました。
質疑・意見を一括してお受けいたします。

10 番平林委員

先月委員会で不許可相当とした案件、始末書の提出があったことで、今回、許可相当としたいとの説明であります。私は前期3年、推進委員をしておりますが何回か農業委員を拝聴しておりますが、例えば計画変更や事前着工により不許可相当とした案件であっても、今回同様に顛末書や始末書の提出があったことを理由に翌月に許可相当としております。

先月の委員会において、一件4条で追認した駐車場については申請書に始末書の提出を求めていると思います。今回の案件についても、また事前着工も同様ですが、悪質の場合、周辺農地への悪影響がない限り、申請時に初めから始末書の提出を行えばいいのではないのでしょうか。

宮坂担当係長

その様に取り計りたいと思います。皆さんいかがでしょうか。

(了承の声あり)

議 長

質疑・意見を終結し採決いたします。

お諮りします。「議案第23号農地法第5条第1項の規定による許可後の計画変更申請について」原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

全員賛成ですので、「議案第23号」は、原案のとおり可決、決定されました。

続きまして、日程第7、「議案第24号農地法第5条第1項の規定による許可申請について」事務局より説明を求めます。

宮坂担当係長

……議案内容説明……

議 長

担当委員さんによる現地確認結果、意見等の報告をお願いします。

1 番岡田委員

1 番案件ですが、堤防道路東側工場の北側 200mほどにあります父親の土地に住宅を建築する申請です。西南側が道路、東側が水路、北側は父親が所有する田で隣接には農地耕作者はいません。法面はコンクリート擁壁で雨水は地下浸透、汚水は下水道接続で問題ないと思います。

2 番案件でございますが公園から南に 200mにあります田で 1 棟 8 戸の集合住宅を建設する申請です。北側用水、西側道路、東側住宅、南側は田で隣接農地耕作者の同意を得ております。隣接する農地の法面には雨水排水柵を設置し、汚水の下水道接続で問題はないと思います。

3 番案件でございますが、県道の北側にあります 4 筆、2 名が所有する畑を隣接会社社長が会社の駐車場として整備し、会社に貸し駐車場として賃貸する申請で、一部の土地に先代社長が自動車整備場として建てられており顛末書が添えられております。南側が道路、西側が宅地、北側が畑と宅地になっております。東側に用水が流れておりまして、隣接農地耕作者の同意は得ております。隣接農地との段差はなく雨水は地下浸透で汚水はなく、一部建物部分はありますが問題はないと思います。

2 番保木野委員

4 番案件は高校より 300mほどの畑を住宅にする計画ですが、問題はないことを確認しました。

8 番柳澤委員

5 番案件は資材置き場が狭く、資材置き場の増設申請です。接する農地はありませんので問題はないかと思えます。

11 番綿貫委員

6 番案件は過去に一度許可が下りていますが、許可が下りる前に事務所がなくなってしまつて、改めて許可を取る案件です。先日現地を確認しましたが問題はないと思います。

7 番案件は小学校から 200mほどの祖母の土地を購入し、住宅を建てるものであります。東西側の農地耕作者からは承諾を得ております。北側は道路でありますので問題ないと思います。

7 番中島委員

8 番案件ですが店舗北側 170mにある田で、北側が宅地、東・西側に道路、南側が畑になっております。雨水は地下浸透、南側隣接耕作者は同意をしており問題はないかと思えます。

9 番案件ですが、公民館から北東 250mにある農地で、住宅の新築一戸建てを目的とした申請です。北側は宅地と道路、東南西側は畑と田ですが隣接者の同意は得ております。雨水は地下浸透、公共下水道には接続予定であり、問題ないかと思えます。

議 長

担当委員さんからの報告は終わりました。
質疑・意見を一括してお受けいたします。

(進行の声あり)

議 長

質疑・意見を終結し採決いたします。
お諮りします。「議案第 24 号農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について」原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

全員賛成ですので、「議案第 24 号」は、原案のとおり可決、決定されました。
続きまして、日程第 8、「議案第 25 号農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項による集積計画について」事務局より説明を求めます。

大友次長

……議案内容説明……

議 長

質疑・意見を一括してお受けいたします。

(進行の声あり)

議 長

質疑、意見を終結し、採決いたします。
お諮りします。「議案 25 号農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項による集積計画について」原案のとおり可決することに、賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議 長

全員賛成ですので、「議案第 25 号農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項による集積計画について」原案のとおり可決、決定されました。

以上で、議事はすべて終了いたしました。
続いて、日程第 9、「報告事項」について報告を求めます。

大友次長

- (1) 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について
- (2) 農地法第 18 条第 6 項の規定による賃貸借の合意による解約について
- (3) 農地法第 5 条第 1 項ただし書き(許可不要)による転用行為
- (4) 令和 3 年度農業委員会事務報告について

官坂担当係長
大友次長

議 長

報告事項について、質問・意見等ございますか。

(進行の声あり)

議 長

日程第 10、「その他」について、事務局から説明を求めます。

大友次長

……説明……

議 長

その他について、質疑・意見等ございますか。

(進行の声あり)

議 長

以上で本日の日程はすべて終了いたしました。
令和 4 年 8 月の総会を閉会といたします。ご苦労さまでした。

[閉会] 午前 9 時 44 分